

令和4年度5月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年 5月23日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	
9 日野 静則	10 宮本 武	11 末田 麻里江	12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第2条の規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	これより第2回邑南町農業委員会の総会を開催したいと思います。 はじめにですね、議事録署名人、5番の椿さんと6番の種さん、お願いをします。 (会長あいさつ) それでは第1号。今月は4条が2件、5条が1件と2条1件ということになると思いますが。それでは1号議案の、農地法第4条関係について、審議に入りたいと思います。最初事務局の方から、資料の説明をお願いします。
事務局	はい、それでは農地法4条の申請について、今月は2件です。議案書の1ページについて説明させていただきます。 まず申請番号044-5、農地の所在は阿須那××、登記地目畑、面積183㎡、申請人は〇〇〇〇です。転用目的は農業用倉庫、所要面積は土地造成183㎡、農業用倉庫34.4㎡です。転用理由としましては農機具の保管場所が必要となったため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。 続きまして申請番号044-6、農地の所在は阿須那××、登記地目畑、面積15㎡、申請人は〇〇〇〇です。転用目的は墓地、所要面積は土地造成15㎡、墓碑14.28㎡です。転用理由は現在の墓地が傾斜地にあり参拝が不便なため、自宅付近に移設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。 以上2件です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは担当委員の種委員さん、これ皆さん資料ご覧いただいたら分かると思いますが、申請人も申請場所もほぼ同じ、申請人についてはまったく同一人物、で転用申請場所についてもくっ付いておりますので、種委員さんの方からは一括して上程していただいて、採決は個別に行いたいと思いますので、それでは種委員さんお願いします。
6番	それでは失礼を致します。今会長が言われたように、4条、2つ一緒に説明をさせていただきます。まず場所ですが、左の見取り図を見ていただきたいと思います。右上に2車線の道路があるんですが、少しなになに線って書いてあるのが先月も言いました、宇都井方面に行く県道宇都井阿須那線です。それと県道浜田作木線の交差点から浜田寄りに約170メートル行った地点に〇〇さんの、今申請された場所になります。ちょっと余談なんですけど、その隣が、皆さんご存じかもしれませんが、国土交通大臣の※※※※さんが生まれられた家でございます。まず6号の方なんですけど、〇〇さんの方から墓地が傾斜地にあり参拝が不便なために近くに移設したいと言われておりますもので、現地の方へ行って実際に墓まで行ってみますと、かなりの急なところで〇〇さんも歩くのに大変不便も見られるようなところでございました。4月にお母さんが亡くなられて、この際寄せ墓として、今の申請地の4条の6のところに移動したいということで準備をされておられます。その時に測量をされたんですが、ここ周辺一帯を5号の、今顛末が

	出ております農業用倉庫のところがまだ畑という地目になっているということで今回せっかくですので畑から農業用倉庫の方をお願いをしたいということでした。これはお父さんが平成3年に申請なしにしてやったことで、息子としても〇〇さんも非常に気にしておられて、皆さんによりしくとのことでございました。19日に1時より山根推進委員と現地の確認、また本人の面談を致しまして、チェックシートを元に問題はないと判断を致しました。よろしくお願いを致します。以上です。
議長 6番 議長	はい、ありがとうございました。今日は山根推進委員さんは。 すいません、欠席です。
3番	了解です。それじゃあ担当の種委員さんの方から現地の調査、および聞き取りについての報告をいただきました。それでは審議は個別に行いたいと思います。審議、採決を個別に行いたいと思います。44-5の案件について、なんかご意見ご質問がございましたら発言をお願いします。
議長 6番	土地造成 183 m²、で倉庫が 34 m²なんですが、残りの土地は車の置き場とか農機具とか出しとくとか、そういうことでよろしいんでしょうか。
議長 6番	種さん、これについて。 はい、今の件ですが造成をされたところで、農業用倉庫が 33.4 m²で、他にハウス、ハウスをかなり広くやっておられるために、そういうm²になったんじゃないかと思うんですが。どがあなでしょうか。
事務局	貼りコンのところ、前の。貼りコンのところが、倉庫の感じです。倉庫があって、その下が。
6番 事務局	現在建つとところがありますよね、倉庫が。その前も倉庫だった？ その前も同じ敷地で。なんであここに貼りコンしてあるんで。なんか置いたりするんじゃないかなと。
6番 事務局	それはちょっと確認不足で、すいません。 土地としてはすべて倉庫の、183 m²について 34.4 m²は倉庫が含んであって、その前に 150 m²くらいになると思うんですけど全部貼りコンがしてあるような状態で、まあ機械を洗われたり、傾斜地ですので、されるような用地と考えております。
3番 5番	分かりました。 ついでにこういう場合のね、適当な、適切な転用地の割合いうのはどれくらいのもんだろうか。墓にしても、車庫にしてもね、倉庫にしても。ちょっと気になる、適正、適当な面積っていうのは大体どういうものをもって適当とするかどうか。いつもいつも気になります。
事務局	個別に違うんですけど、やっぱり必要性があるかということですね。例えば宅地であって家を建てても、例えば雪ずりがするんでそのスペースは必要であるとか、洗濯物を干すんで必要であるとか、車を置いたりするんで必要であるとか、いうところでなにが適正かって言われるとちょっと難しいので、それぞれに見て判断しないといけないかなとは思いますが。ちなみに今回のについてはもう出来ていたので、やむを得んかなというところはあります。

議長 事務局	これが農業用に使うんだったら、200 m²以下は届け出でどがあかだったよな。 届け出でもよいですし、ただ届け出だと地目変更が出来ないので、地目変更される場合は許可取って。
議長	それで今の造成の提案面積が過大であるかどうかについての判断の基準というお話だったのですが、これ今事務局からの回答があったように、例えばかなり盛り土をして造成するという場合と、道路とほぼフラットなところで転用で、宅地なり倉庫なりあれするという場合には面積が、例えばものすごいかなりしていることになるものすごい含んでくるけえ有効面積が、倍くらいの面積が必要になってくる可能性があるんですよ。そりゃあ平地の場合は盛り土がなしに、盛り土の下になるとこはほとんどないけえ。そういうのにもなったりするんで、そりゃあ確かに今事務局からの回答もあったけれども、その転用した農地を宅地化することが多いんだけど、何を目的に何をするかということになると個々に判断する以外にはちょっとないかなという気がしますね。だから一律に何m²、まあ墓地なんかの場合はね、比較的まあ決まってくると思うんですが、そがぁに、10メートル角の墓地をいう家も、まあ普通ではあんまり考えられない。100 m²もいような墓地の用地を農地を転用して、とりあえず100 m²の墓地の用地を作るというのはちょっと普通は考えにくい。
5 番	チェックシートに必ずありますけえ、気になりよったんで。それを判断、ここでするんでしょうけども。数値的なものがあれば気分が楽だなあと思って。
事務局	利用状況を聞いて、それは使わんでしょうというようなものがあれば適正じゃないようなところで。難しい、なかなかはっきりしたことが言えん、難しくて申し訳ないんですが。
議長	他にはございませんか。 (意見、質問なし) ないようでしたら 44-5 の案件について採決を行います。本案件について許可してもいいだろうと判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。出席委員全会一致で許可と決定致します。 続いて 44-6 の案件ですが、これについてももう現地の調査及び聞き取りについての報告を終わっていただきましたので、いきなり審議に入ります。この 44-6 の案件についてご意見、ご質問がありましたら発言してください。 ございませんか。 (意見、質問なし) じゃあないようですので、本案件について採決を行います。44-6 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。 続いて法 5 条関連が本総会では、今回の総会では 1 件申請が出ておりますんで、事務局の方から資料の説明をお願いします。
事務局	はい、それでは議案第 2 号、農地法第 5 条の許可について、1 件説明させてい

	たきます。議案書の3ページをお開きください。 申請番号 045-4、農地の所在は下田所××、登記地目田、面積 350 m²、有償の使用貸借権の設定です。貸人は△△△△、借人は▲▲▲▲です。転用目的は土留めで、申請事由としましては申請地を盛り土し道の駅瑞穂の敷地の土留めとして利用したいため、です。所要面積は土地造成 350 m²、土留め工、盛り土ですね、350 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。 以上1件です。 はい、ありがとうございました。担当の服部委員さん、調査の結果を報告してください。
13番	よろしくお願いします。それでは申請番号 045-4 について説明致します。先週木曜日、19日にですね、現地に行って状況を確認して参りました。右の地図を、左側ですね、向かって、地図の中央に信号がございまして、これ道の駅のところなんですけども、まあその真上に****というスーパーがあったんですが、今は一応閉めてらっしゃるんですけども、それとですね++++の駐車場があるんですけども、ちょうどその間に位置しておりまして、現在畑として作物を、タマネギなんかを植えてありましたけども、畑としてもう何年か利用されております。それで翌日の、金曜日の20日の日にですね、邑南町の方の建設課の##さんにちょっと連絡を取りまして、状況を確認致しました。先程ちょっとご説明があった通り、旧、今の****のところに建物が建つに当たって、ちょうど斜線になっている部分がどちらかというと法面みたいな形になると思うんですけども。今上の、用水とかあの辺を抑える法面として購入するということでございました。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、田中推進委員さんは今日はお見えになってますか。
13番	今日はお休みです。
議長	はい、分かりました。それじゃあ 045-4 の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問がありましたら発言してください。
10番	地図では2つあるんですが。これは次のページであるんですね、すいません。次の2条でありました、勘違いです、すいません。
議長	それじゃあこの5条関連について、今の 045-4 の案件について、5条の4の申請地ということですね、これについてご意見ご質問、ございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に移ります。045-4 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。 続いて3号議案の、農地法第2条の規定する農地でない土地の証明、非農地証明についてですが、これについて事務局の方から資料の説明をお願いします。
事務局	はい、それでは議案第3号、農地法第2条の規定による農地以外の土地の証明

議長 13番	についてです。1件説明させていただきます。 申請番号1番、土地の所在は下田所××、登記地目畑、判定地目雑種地、面積47㎡、申請人は△△△△です。利用状況としましては、昭和44年頃、国道261号線を整備する際に国道と同様の高さに整備され農地として利用されなくなった、ということです。 以上1件です。 はい、ありがとうございます。担当の服部委員さん、続けてお願いします。 よろしくお願いします。申請番号1、これは先程と同じようにですね、木曜日、19日の日に一緒に見てきまして、現状を申し上げると芝生っぽい草というんですかね、芝生といってもいいような、芝生じゃないんですけど、芝生のような草でございます。ちょうど、まあ刈り込んでありますから草が伸びてっていうようなあれじゃないんですけど、どう見ても国道の一部じゃないかなと思わせるような状況になっておりまして、先程ちょこっと説明した、5条の4の分ですか、そこはですね法面として使うっていう、これ平面図しか分からないんですけど、すごいそこ凹んでるんですよ。落ち込んでまして。その++の駐車場とこの***の、谷みたいになってるような窪地でございます。多分国道を作る時に、今回の申請地も同じ高さであったと思われるんですよ。ところがまあ、それじゃあ色々安全の都合が悪いということで、国道作る時にその畑になってる部分、そのままだ上に持ち上げただけだったもので、見るからに畑として使う、家庭菜園が出来ないことはないんですけども、基本的にはもう国道の土手の一部のような形になってまして、ちょっとこれ難しいかなと、農地としてはですね。まあ状況は聞いておりましたので、△△さんご本人とは連絡を取ってないんですけど、状況を聞いておったので、確認ということで同じ19日に行って見て参りました。状況としてはちょっとそんな感じでございますけども、国道の土手の一部みたいな、言われたらこんなところというような感じの場所でございます。以上でございます。
議長	はい、服部さん、ありがとうございました。それでは法2条の関連案件の1番について、ご意見、ご質問を伺います。皆さんの方でご質問がありましたら発言してください。 ございませんか。 (意見、質問なし) じゃあないようですので採決を行います。2条の1の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。 続いて基盤強化法関連ですが、今月少ないね、2件か。これについては資料の説明は個別行いませんので、皆さんの方で資料に目を通していただいて、どの案件からとは指定しませんので、なにかご質問がありましたら挙手をして発言していただいて結構です。 いかがでしょうか。何かございますか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、一応議案となっておりますので、本総会は2件の、19条関連の農用地の利用集積計画の届け出が示されておりますが、この内容でよろしいという、判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で、この内容で了承ということが決定致します。

続いては報告ですが、これは農地法の3条の3、相続関連ですが、これについては皆さんの方で目を通していただいて、質問があれば、不明な点があれば手を挙げて発言していただいて結構です。この法3条3の関連については、審議も採決も特別な時間を取って行いませんので、皆さんの方でご了承いただだけ次第、特に異議がなければこれで、報告については了承という形にしたいと思います。

法3条の3に関わる報告の内容について、皆さんの方で特にございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら議事の方についてはこれで終了したいと思います。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、6月21日(火)13:30からをお願いします。